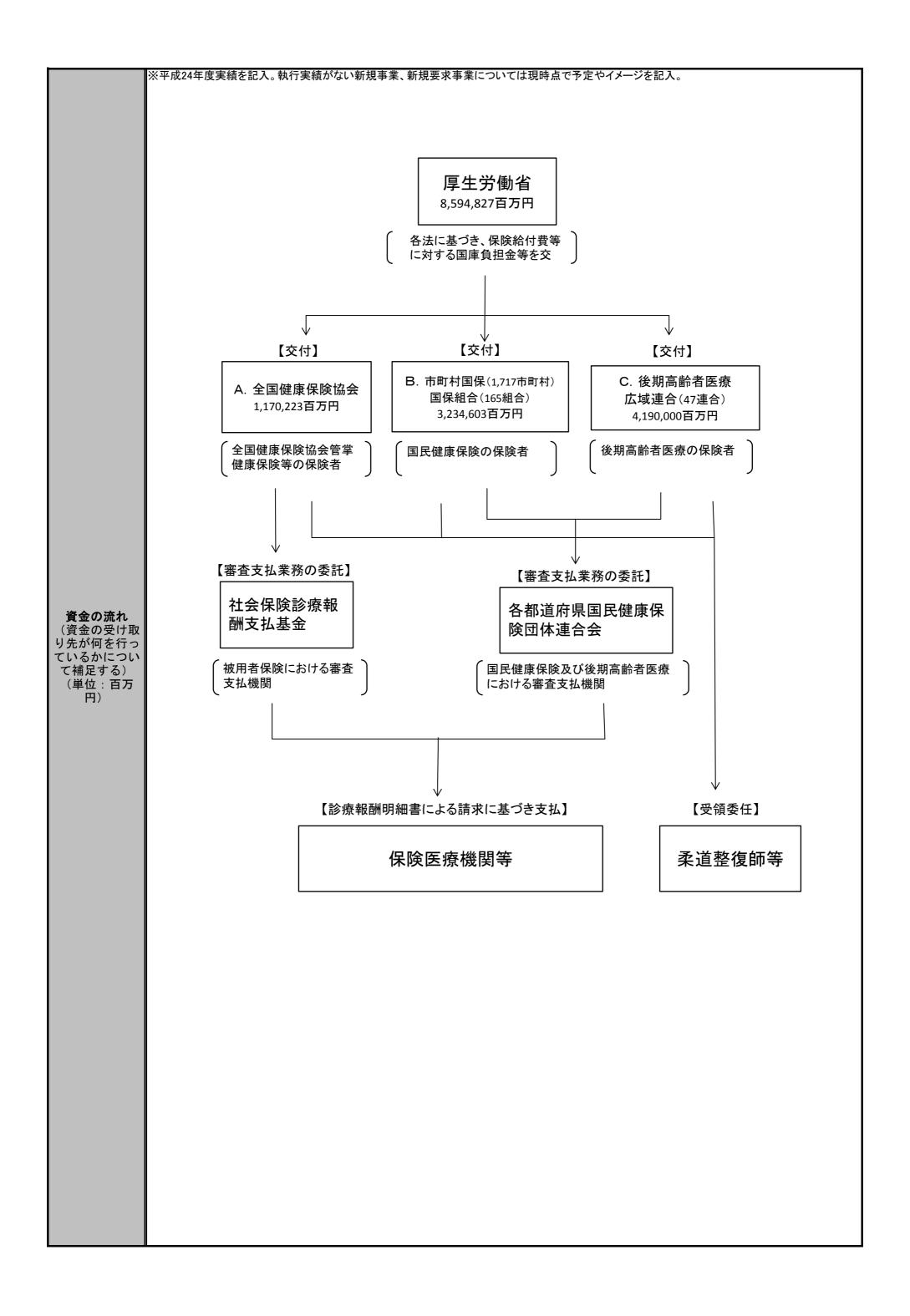
事業番号

217

						平成25	年行	拝行政事業レビューシート (厚生			生労働省)				
事業名			医療保険給付費国庫負担金等				担当部	『局庁		保険局			作成責任者		
事業開始・ 終了(予定)年度		大正15年度等				担当	課室	保険課、高齢者医療課、 国民健康保険課		鳥	鳥井陽一、横幕章人、 中村博治				
会計区分		一般会計					政策•	施策名	名 I - 9 - 1 適正かつ、安定的・効率的な医療保険制度を構築すること					構築すること	
(具体的な		健康保険法(73条、78条、151条、153条、154条) 国民健康保険法(41条、45条の2、70条、72条、73条) 高齢者の医療の確保に関する法律(66条、72条、93条、95条)等						関係する通知		全国健康保険協会保険給付費等の国庫補助(負担)について等)について等
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)		全国健康保険協会管掌健康保険(以下、「協会けんぽ」という。)、国民健康保険及び後期高齢者医療等の健全な運営を図るため、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、医療費等に要する費用の一部を負担する。													
事業概要 (5行程度以内。 別添可)		健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、各医療保険者に対し医療費等に要する費用の一部をな国庫負担割合:協会けんぽ:164/1000、市町村国保:32/100及び9/100、後期高齢者医療:3/12及び1/12 等)。						を負担する。(主							
実	【施方法 —————	口直排	妾実施 ————	□委託・記	請負	■補助 ————		□負担 	立立	₹付 □	貸付 ——	ロその)他 ————		
4	·算額 · 執行額	当初予算 予算 の状 況 繰越し等		22年度 8,072,046 6,992			23年度 8,393,427 5,822		24年度 8,603,613 △8,786		25年度 8,878,863		9,193,053		
(単	位:百万円)		計		8,079,038			8,399,249		8,594,827		8,878,863		9,193,053	
		執行額			8,079,030		8,399,249		8,594,827						
		執行率(%)			100%		100%		100%						
d H	ᄆᄺᅑᄼᅷ				指標				単位	22年度		23年度	24年	度	目標値 (年度)
اِ		協会けんぽ、国民健康保険及び後期 運営を図るため、法律等に基づき、 一部を負担するものであり、成果とし ことは困難。 活動指標				き、医療費等に要する費用の として数値で定量的に示す		成果実績産成度	- %			_	_		-
								建队及	 ——— 単位	22年度			24年		25年度活動見込
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)		協会けんぽ、国民健康保険及び 運営を図るため、法律等に基で 一部を負担するものであり、成			び後期高齢者医療等の健全な		(当初見込		_		_	-		_	
		ことは困難。					み)		(-)(–		
単位当たり コスト				ግ/	I/)		算出根拠								
a.	費	費 目 25年度当初·		予算 26年度要求						主な	増減理由				
平成。		1,209,409		9 1,235,132											
2 5	国民健康保				3,314,692										
2 6	後期高齢者医療		医療 4,436,496 4,643,229												
年						自									
度 予 算															
内訳															
	計			8,878,863	3	9,193,053									

事業所管部局による点検								
	項 目	評価	評価に関する説明					
国必費	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	0	医療保険制度の費用負担は法定事項であり、国が実施 すべき事業である。					
要投	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	0	医療保険制度の費用負担は法定事項であり、国が実施すべき事業である。					
性入の	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業と なっているか。	0	医療保険制度の費用負担は法定事項であり、優先度が 高い。					
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	_	_					
事	受益者との負担関係は妥当であるか。	_	_					
業の	単位当たりコストの水準は妥当か。	_	_					
効率	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	0	医療費等を支払う保険者へ交付していることから、中間 段階での支出は合理的なものとなっている。					
性	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	0	本事業の使途は法定事項であり、真に必要なものに限定されている。					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	_	_					
事業	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	[]] –	_					
の有	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	_	_					
効性	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	_	_					
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	_						
重複	事業番号 類似事業名 所管府省・部局名							
排除								
点検結果	点 検 結 果							
	 外部有識者の所見							
点検対象外								
	ーロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ムの所見						
	現 状 本事業の必要正や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き事業内容や予算規模を維持すべきである。 り							
	所見を踏まえた改善点/概算要求に :	おける反	央状況					
	現 状 通 り							
備考								
田本ナフでナカレジュン・フェヤッスロ								
	関連する過去のレビューシート							
	平成22年 243 平成23年	217	平成24年 184					



A.全国健康保険協会 E. 金額 金額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 社会保険診療報酬支払基金等 保険給付費 967,630 社会保険診療報酬支払基金(医療保険者 後期高齢者医 が負担する後期高齢者医療費の支援金 202,593 等。社会保険診療報酬支払基金を経由し 療費支援金等 て、後期高齢者医療広域連合等へ交付。) 0 計 1,170,223 計 B.大阪市 F. 金額 金 額 費目 使 途 費目 使 途 (百万円) (百万円) 保険給付費 国民健康保険団体連合会 62,364 社会保険診療報酬支払基金(医療保険者 後期高齢者医┃が負担する後期高齢者医療費の支援金 16,051 療費支援金等 等。社会保険診療報酬支払基金を経由し て、後期高齢者医療広域連合等へ交付。) 費目 使途 (「資金の流れ」においてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が分かるように記 載) 計 78,416 計 0 C.後期高齢者医療広域連合(東京) G. 金額 金額 費目 使 途 使 途 費目 (百万円) (百万円) 保険給付費 東京都広域連合 288,701 0 288,701 計 計 D. Н. 金 額 金額 費目 使 途 使 途 費目 (百万円) (百万円) 0 計 0

支出先上位10者リスト A.全国健康保険協会

	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会	保険給付等に係る国庫負担	1,170,223		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					_

B 国民健康保障保障者

B.	B. <u>国民健康保険</u> 保 <u></u>								
	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率				
1	大阪市	保険給付費等に係る国庫負担	78,416						
2	横浜市	保険給付費等に係る国庫負担	60,198						
3	札幌市	保険給付費等に係る国庫負担	46,869						
4	名古屋市	保険給付費等に係る国庫負担	42,396						
5	中央建設国民健康保険組合	保険給付費等に係る国庫負担	38,584						
6	福岡市	保険給付費等に係る国庫負担	36,567						
7	神戸市	保険給付費等に係る国庫負担	34,685						
8	仙台市	保険給付費等に係る国庫負担	33,642						
9	京都市	保険給付費等に係る国庫負担	32,598						
10	北九州市	保険給付費等に係る国庫負担	27,822						

C.後期高齢者広域連合

	支出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	288,701		
2	大阪府広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	276,561		
3	北海道広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	250,572		
4	福岡県広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	213,910		
5	愛知県広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	196,293		
6	神奈川県広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	188,396		
7	兵庫県広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	186,151		
8	埼玉県広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	158,271		
9	千葉県広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	138,897		
10	広島県広域連合	保険給付費等に係る国庫負担	115,665		